

第3章 都市環境

第1節 都市公園等の整備

1 概要

都市公園等の整備は、都市の緑化を推進し、緑地を確保していく上で、その中核を構成するものです。本市の公園整備は、戦後の土地区画整理事業から始まりました。以降、順次公園の整備が進んだことにより、現在、市内の公園数は303か所となっています。

このうち、特に身近な公園としての街区公園（旧種別名：児童公園）は、土地区画整理事業地区以外では、十分に整備されていない状況にあり、市民一人当たりの公園面積は不足しています。

この不足を補うため、河川敷地を利用した広場を確保するとともに、民間の空き地などの遊休地を借地して「ちびっこ広場」を開設するなど、子どもたちの安全な遊び場づくりに努めています。

現在、進めている主な公園整備は、市街地南東部の太田第二土地区画整理事業区域内に、都市計

画決定している25か所の公園であり、既に供用開始されています。

また、市街地中心部では、高松港頭地区総合整備事業の一つとして、玉藻公園西側の拡張整備が完了し、平成26年4月に供用開始します。

市域東部の丘陵地では、市民の健康増進のため、スポーツ活動やトレーニング、レクリエーションなどに気軽に利用できる施設を配置した東部運動公園の施設整備が完了し、平成26年5月に全面供用開始します。また、市域東端の牟礼町原地区では、道の駅「源平の里むれ」に隣接した房前公園を平成19年度に供用開始しています。

今後とも、市民に潤いと安らぎを与える都市施設となるよう、市民参加による親しまれる公園づくりを推進することにより、都市の生活環境の向上を図ることとしています。

2 都市公園等設置状況

種 別	現 況		公 園 名 称
	公 園 数	面積 (ha)	
街 区 公 園	238	32.37	松島公園・明見公園・上之町北公園ほか
近 隣 公 園	15	24.94	紫雲公園・今里中央公園・円座公園（県）ほか
地 区 公 園	3	17.70	中央公園・橘ノ丘総合運動公園・如意輪寺公園
総 合 公 園	2	24.28	仏生山公園・峰山公園
運 動 公 園	2	47.20	香川県総合運動公園（県）・東部運動公園
歴 史 公 園	2	83.31	玉藻公園・栗林公園（県）
墓 園	2	16.06	平和公園・六ツ目墓園
広 域 公 園	1	40.52	さぬき空港公園（県）
緑 地 緑 道	38	39.70	杣場川緑道・屋島緑地・香東川緑地（県）ほか
計	303	326.08	

（平成26年3月31日現在）

※ 市民一人当たり都市公園面積 7.75㎡

都市計画区域内人口一人当たり公園面積 7.40㎡



中央公園



花園町ポケットパーク

3 公園の維持管理

公園は、市民の憩いの場であるとともに児童の健全な遊び場や情操教育の場となっており、その安全性を確保するための巡回と、施設の修繕・点検を行うとともに、樹木の保護のため害虫駆除・剪定等の維持管理に努めています。また、公園愛護会（子ども会・老人会・自治会等）による定期清掃・除草等を行っており、市民の協力をいただきながら、レクリエーションやコミュニケーションの場として、美しく、安心して利用できる公園になるよう努めています。

《公園愛護会団体数》

144団体（平成26年3月31日現在）

4 ちびっこ広場

遊び場に恵まれない地域の児童や幼児のために、民間の空き地など遊休地を所有者の善意により開放していただき、子どもたちが安全かつ健全に遊べる「ちびっこ広場」として整備しています。

《ちびっこ広場設置状況》

64か所 54,560.50㎡

（平成26年3月31日現在）

5 ポケットパーク

緑豊かな都市景観をつくるため、街路事業等の残地を利用して、個性のあるポケットパークとして整備しています。

《ポケットパーク整備状況》

15か所 3,622.88㎡

（平成26年3月31日現在）

第2節 緑化の推進

1 緑化事業

(1) 第2次緑の基本計画の策定

高松市緑の基本計画は、平成6年の都市緑地保全法の改正により創設された都市の緑全般に関する計画で、従来の緑のマスタープランが主として対象としていた都市計画に関する事項と、都市緑化推進基本計画が対象としていた公共公益施設の緑化、民有地の緑化推進等に関する事項を統合し、拡充した計画です。平成13年度に前計画を策定しましたが、その後、合併による市域の拡大や新しい都市計画マスタープランの策定など、本市の緑を取り巻く環境が大きく変化したことから、前計画の見直しを行い、平成22年9月に第2次高松市緑の基本計画を策定しました。

(2) 都市緑化推進

緑豊かな都市環境を形成していくためには、公園の整備はもとより、公共施設や民有地の緑化、緑地の保全を図る必要があります。本

市においては、緑地の現況等を把握するとともに、緑化の目標や方策などを明らかにし、総合的な緑化を推進するため、平成22年9月に、第2次高松市緑の基本計画を策定し、温暖化対策としての公園・校庭の芝生化のほか、公園施設長寿命化計画の策定などを新たな施策とするほか、地域の特性を活かした個性豊かで魅力ある緑の地域づくりを推進するため、新たに緑の地域別計画を盛り込むこととし、市民、事業者、ボランティア・NPO、行政が相互に連携・協力し、緑豊かで環境負荷の少ないまちづくりを推進しています。

(3) 街路緑化

都市の緑化を推進するため、市道に植栽された街路樹の剪定・駆除・灌水などの計画的な維持管理を行うとともに、枯損木等の撤去及び補植を行い、環境と調和のとれた地域づくりに努めています。

路 線 名	樹木本数等	主 な 樹 種
五番町西宝線ほか77路線	高 木 7,084本	アメリカフウ、クスノキ、ケヤキ クロガネモチ、ナンキンハゼ等
	低 木 29,711㎡	アベリア、サンゴジュ、ボックスウッド ハマヒサカキ、ヒラドツツジ等

(平成26年3月31日現在)



市道五番町西宝線の街路樹
(ケヤキ・アベリア)

(4) 民有地緑化

市と市民が一体となって緑の保全、回復に努め、健康で快適な生活環境を確保するため、昭和57年10月から高松市緑化条例（昭和50年条例第24号）を施行し、公共施設の緑化を進めるとともに、昭和62年度から生垣設置助成を、平成元年度から事業所などの環境保全緑化助成を、平成20年7月から中心市街地活性化基本計画区域において、屋上緑化・壁面緑化に対する助成を行うなど、民有地の緑化を推進しています。（巻末資料159P＜資料52＞）

生垣等助成実施状況

区分	H25
件数（件）	3
金額（円）	171,600

2 花いっぱい運動

良好な都市環境を保つ上で、花や緑は大切な役割を果たしています。

本市では、快適な生活環境、カラフルなまちづくりを推進するため、公園内の花壇づくりのほか、高松駅前広場や商店街の街角等に花壇を設け、四季折々の草花を植え付けて、うるおいとやすらぎのある生活環境の創出に努めています。

また、春のフラワーフェスティバルや街頭での啓発活動、さらには、人生記念植樹などの各種のイベント時に草花の配布等を行い、花いっぱい運動を推進しています。



春のフラワーフェスティバル

3 公園の芝生化

平成21年6月21日に、「中央公園芝生化大作戦」と銘打って、中央公園芝生広場の復元を目指すため、地元自治会を始め、商店街、企業、小学校、保育所、幼稚園などから900人を超える方々が、ボランティアとして参加し、植え付け作業を行いました。

その後、大きなイベントも開催されましたが、ボランティアの方々の維持管理の甲斐があって、青々とした芝生が広がっています。



植付風景（H21.6.21）



芝生化1年経過後



芝生化2年経過後 (H23. 5)



現在の状況 (H26. 5)

4 校庭の芝生化

高松市教育委員会では、緑豊かな教育環境を整備し、子どもたちの緑化意識を育み、環境学習の場となる、環境に配慮した学校施設を目指すとともに、次代を担う子どもたちの運動・体力不足を解消し、たくましく心豊かな子どもたちの育成を図るため、平成21年度から、校庭芝生化に取り組んでいます。



H21 年度 牟礼北小学校



H22 年度 屋島西小学校



H22 年度 屋島西小学校



H23 年度 新番丁小学校 (校庭の一部)



H24 年度 東植田小学校



H24 年度 屋島小学校（校庭の一部）



H25 年度 古高松中学校

第3節 交通環境の整備

1 総合都市交通計画推進事業

平成22年11月に策定した新たな高松市総合都市交通計画に基づき、「人と環境にやさしく快適で利用しやすい公共交通体系の構築」に努めています。

(1) 環境配慮型都市交通計画（CO₂削減計画）の策定

本市における少子高齢社会の到来や地球環境問題への対応を図り、過度に自動車に依存しない交通体系の検討や公共交通の利用促進、歩いて暮らせる環境にやさしいまちづくりに必要な交通体系を構築し、地域における地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的として、平成20年度に高松市環境配慮型都市交通計画推進協議会を設立し、低炭素社会の実現に資する都市交通計画（CO₂削減計画）を平成22年1月に取りまとめました。

(2) 交通戦略計画の策定

高齢者を始めとする交通弱者の利便性向上や環境負荷の軽減、中心市街地の活性化を図るため、平成20年度に高松市総合都市交通戦略検討協議会を設置し、人々が快適に移動できる、LRTを始めとする新交通システム導入の可能性等について検討を重ねました。その結果、目指すべき交通体系の実現に向け、時間軸を念頭に入れた段階的な事業推進の方向性を示す交通戦略計画を、平成22年7月に取りまとめました。

(3) 新たな総合都市交通計画の策定

平成14年策定の高松市総合都市交通計画については、社会情勢の変化や市町合併に即応した計画とすることが必要となっていました。このため、新総合計画や都市計画マスタープランに即し、高齢者を始めとする交通弱者の利便性の向上や、環境負荷の軽減、中心市街地の活性化が図られるよう、既に取りまとめられた高松市環境配慮型都市交通計画、高松市交通戦略計画並びに高松地区における

自転車を利用した都市づくり計画を踏まえながら、平成22年11月に、新たな高松市総合都市交通計画を策定しました。

(4) 総合都市交通計画推進協議会

新たな高松市総合都市交通計画に掲げる24の施策の効果的な推進を図るため、平成22年11月30日に、同計画の推進協議会を設置しました。また、協議会の下に3つの部会（交通機能部会、交通結節部会、市民啓発部会）を設け、各部会において、専門的な検討を行いながら、施策の推進に取り組みます。

(5) 公共交通利用促進条例の制定

誰もが安心して安全に移動できる公共交通体系を構築するとともに、過度な自動車利用への依存からの脱却及び公共交通機関利用への転換を促進し、環境負荷の少ない社会を実現するため、市、市民、事業者及び交通事業者それぞれの役割や、公共交通に関する基本的施策等を規定する公共交通利用促進条例を平成25年9月27日に公布・施行しました。

2 違法駐車等の対策

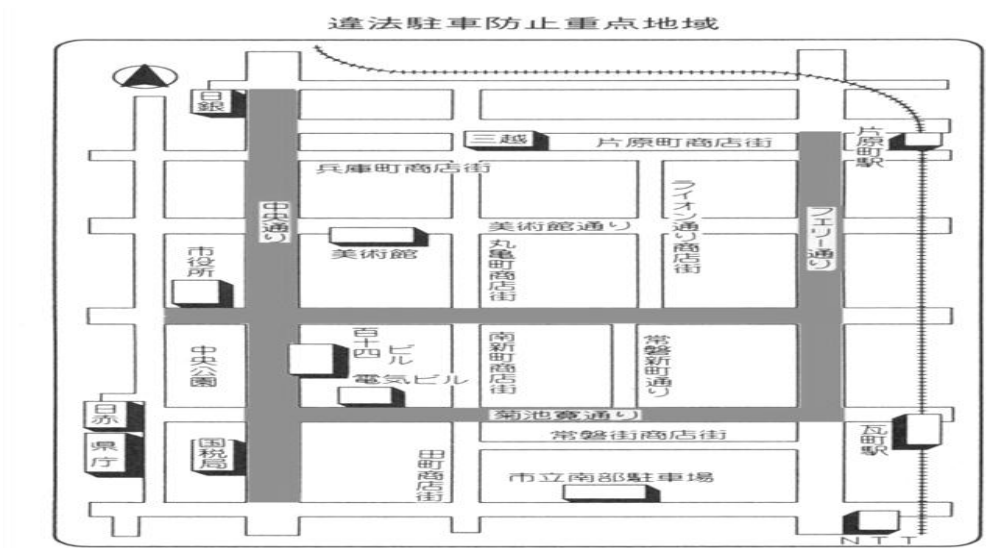
(1) 違法駐車防止対策事業

平成4年12月、違法駐車による事故や渋滞の発生を防止し、安全で快適な生活環境の確保と都市機能の維持向上を目指した高松市違法駐車防止に関する条例（平成4年条例第39号）を制定しました。

条例に基づき、国道11号、市道フェリー通り、菊池寛通り、中央通り、市役所前通りの5路線を違法駐車防止重点地域に指定し、違法駐車防止啓発活動を実施していました。

平成18年6月から道路交通法の改正により、違法駐車取締りが変わり、放置駐車車両の確認及び標章の取付け確認事務が公安委員会の登録を受けた法人に委託できることとなり、これを受けて県警では民間委託業務が

開始され、これまでに駐車台数が減少し、渋滞が緩和されるなど一定の効果が出ていることから、平成19年4月から違法駐車防止啓発活動のうちの交通指導員による街頭啓発活動を取り止めました。



年度 \ 路線名		フェリー通り	国道11号	菊池寛通り	中央通り	市役所前通り	計
実施前台数(台)		54.5	33.0	22.5	50.0	13.0	173.0
H25	台数(台)	5.6	4.6	5.2	1.7	2.8	19.9
	減少率(%)	89.7	86.1	76.9	96.6	78.5	88.5

(2) 貨物車専用荷さばき駐車場の設置

平成8年度に「高松市における物流効率化に関する調査研究委員会」が、モデル実験として設置した集配貨物車専用荷さばき駐車場を、民間主導で継続運用するとともに、平成9年12月から市有地に集配貨物車専用荷さばき駐車場を設置し、集配貨物車両の違法駐

車減少に努めています。
今後も集配貨物車の違法駐車対策として、指導、啓発を積極的に行い、市民の安全で快適な生活環境を確保するとともに、都市機能の維持向上を目指し、新たな駐車場の確保に努めます。

集配貨物車専用路外荷さばき駐車場利用状況 (単位：台)

H25		
設置場所	設置台数	駐車台数
丸亀町駐車場	普通車用1	503

※利用時間：0:00～24:00 利用条件：2トンまでの集配貨物車 料金：無料

3 駐車場

(1) 概要

本市は、四国の経済・行政の中核を担っており、中心市街地には自動車交通が集中することから、瓦町地区やサンポート高松で民間駐車場との役割分担を図りながら公共駐車場を整備しており、利用時間や料金体系の見直しを行うなど、利用者の利便性の向上に努めています。

また、駐車場法に基づく路外駐車場の設置届を審査するなど、安全な駐車施設が建設されるよう指導を行っています。

(2) 市立駐車場整備状況

現在、高松市の管理する一般公共用駐車場は8か所あります。

最近では、JR高松駅利用者の送迎用車両による違法駐車対策の一環として、高松駅南交通広場に一時利用専用の駐車場（36区画）を整備し、平成25年10月1日より供用を開始しています。

市立駐車場の整備状況

箇所数	台数
8か所	乗用車 2,104 台
	バ ス 14 台

(平成26年3月31日現在)

4 自転車等の対策

(1) 自転車利用都市づくり計画策定事業

温暖少雨の気象条件や平坦な地形が多いという本市の地域特性をいかし、自転車利用の環境づくりを推進するため、平成19年度に、国・県・警察・市などの関係団体で構成する「自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会・高松地区委員会」を設立し、平成20年11月に「高松地区における自転車を利用した都市づくり計画」を策定しました。この計画に基づき、市民、関係機関との連携・協働の下、更なる自転車利用環境の整備に努めていきます。

(2) 自転車等駐車対策総合計画

放置自転車対策を一層推進するため、平成10年度に自転車等駐車対策協議会を設置し、自転車利用実態調査（平成7年度）や自転車利用に関する意識調査、現況分析など自転車等利用基本調査（平成9年度）を踏まえ、手軽な交通手段として自転車などの適正な利用を促進する自転車等駐車対策総合計画を策定（平成11年3月）しました。この計画に基づき、行政と鉄道事業者や商店街などの民間事業所が、それぞれ責任と役割を分担し、平成23年度まで、自転車等の駐車需要の著しい地域や駐車需要が著しく高まることが予想される市街地中心部及び鉄道駅周辺に、同計画で定めた整備目標量の自転車等駐車場を計画的に整備するとともに、自転車利用のマナーの向上など、快適な自転車等利用の環境づくりを行ってきました。平成24年4月には、環境負荷の少ない自転車を利用したまちづくりを更に推進するため、市街地再開発事業、道路事業の進展など、自転車等の利用を取り巻く環境変化や市民ニーズ、現計画の評価等を分析した上で、平成24年度から平成33年度を計画期間とする新たな自転車等駐車対策総合計画を策定しました。

(3) 放置自転車保管後の再利用等

保管期間が切れた放置自転車のうち、再利用が可能なものについては、限りある資源の有効活用を図るとともに、市民の利便に資することを目的として、平成4年9月に「高松市放置自転車リサイクル要綱」を定め、市内の外国人留学生等を受け入れている団体等によりサイクル自転車として貸与するほか、公用車として利用しています。

また、平成13年8月に高松市帰属自転車売却要綱を定め、移送・保管している放置自転車のうち、引き取り手のない自転車を一般販売することにより、資源の再生利用の推進及び市民のリサイクル意識の高揚に努めています。

(4) レンタサイクル

自転車を共有することで自転車の総数を抑制し、放置自転車を減らし、自転車駐車場の有効活用を図るとともに近距離の公共交通機関の一つとして市民の利用に供するため、平成13年3月に高松市レンタサイクル条例を制定し、同年5月から琴電瓦町駅とJR高松駅の2か所にレンタサイクルポートを設け、レンタサイクル150台でレンタサイクル事業を開始しました。

平成23年4月からは新しいサービスとして、自転車、1台ずつにICタグを取り付け、すべてのサイクルポートで利用カード（磁気カードやICカード）を機械が読み込める、一元化された管理システムを採用することで、24時間以内ならどのポートで何回出し入れしても追加料金はかからず、スムーズに入出庫ができるようになりました。

平成24年度には、利用の少ない南部ポートを廃止し、丸亀町グリーン地下に丸亀町ポートを設置し、利便性の向上を図りました。また、平成25年4月1日から、収支バランスの健全化を目指し、24時間以内について200円（ただし6時間以内100円）とするなど、料金改定を行っています。

現在、市内7か所にレンタサイクルポートを設け、約1,250台のレンタサイクルで運営しています。（巻末資料159P＜資料53＞）

レンタサイクル利用状況（単位：台）

H25 年度利用台数 （7ポート合計）	326,257
------------------------	---------



丸亀町レンタサイクルポート

また、平成24年度には、市民の皆様へ愛着を持ってレンタサイクルを利用いただけるように、シンボルマークのデザインを募集しました。応募総数152作品の中から、優秀賞1点、佳作2点を選定し、優秀賞の作品を「高松市レンタサイクルシンボルマーク」として採用しました。



高松市レンタサイクルシンボルマーク

(5) 自転車駐車場

本市では、日常の交通手段として自転車の利用が定着しています。しかし、これら自転車の無秩序な放置は、都市景観及び交通安全の観点からは大きな課題となっており、駅前を中心に自転車駐車場の整備に努めています。

箇所数	面積（㎡）	収容台数（台）
69か所	16,942	10,753

（平成26年3月31日現在）

(6) 放置禁止・整理区域

放置自転車対策として、昭和57年3月に高松市自転車等の適正な利用に関する条例（昭和57年条例第27号）を制定、同年10月より施行、その後、平成元年3月に一部改正を行い、放置禁止区域・整理区域を設定し、放置禁止区域内においては、2時間以上、整理区域内においては、2日以上放置している場合は、移送・保管するなど、放置自転車等の規制措置を行う一方、隣接の事業所に対して、自転車等駐車場の増設を要望し、協力を得るなど、規制と受け皿の両面から放置自転車等の排除に努めてきました。また、この間、平成5年12月には、自転車法（平成5年法律第97条）が改正されるなど、全国的に放置自転車等に対す

る法的整備が行われました。

本市では、商業地域、近隣商業地域で自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設を新築、増築しようとする場合に、条例で自転車等駐車場の設置を義務付けていましたが、昨今、これら特定施設付近での路上放置が顕著で、道路空間の阻害と街の景観が著しく損なわれていることから、放置を防止し良好な都市環境を創出するため、条例に基づく自転車等駐車場の設置基準を改正し、平成9年4月1日から施行しました。

(巻末資料159P<資料54>)

放置自転車整理状況

区分	H25
警告札貼付枚数(枚)	60,214
撤去台数(台)	7,631
返還台数(台)	4,041

《放置禁止区域》

琴電瓦町駅地区・J R 高松駅地区・中央通り・美術館通り・サンポート高松地区・琴電栗林公園駅地区・J R 端岡駅地区・J R 栗林駅地区・琴電片原町駅地区・国道11号(中央通り～フェリー通り)

(7) 自転車走行レーンの整備

自転車を本市の重要な都市交通手段として有効に活用し、人と環境にやさしいまちづくりを目指す中で、平成20年11月に、「自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会」において策定した、「高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針」に基づき、関係機関が相互に連携し、自転車道などを整備しています。

平成21年度は、菊池寛通りと塩屋町錦町線において、路側帯のカラー化を行い、平成22・23年度は、五番町西宝線の自転車道の約1.0km区間を整備、平成24・25年度は、五番町西宝線の自転車道の整備効果を検証するため、交通量調査などを行いました。

(8) 歩行者優先道路整備事業の推進

歩行者と自転車が安心して通行できる、安

全で快適な道路空間を確保するため、現状の道路幅員の中で、歩道等の整備を推進します。

第4節 環境に配慮した公共工事への取組

1 公共工事における環境配慮への取組の実施

市が行う公共工事の執行に当たり、計画・設計・施工の各段階において、環境に配慮した取組を行い、環境保全を図り、環境に調和した施設の整備に努めました。(巻末資料 159 P < 資料 55 >)

環境に配慮した工事実績

件 数	H25
環境に配慮した工事件数	352

2 公共工事における雨水浸透施設の設置

公共施設整備の際は、敷地内に雨水を浸透させる構造に努めています。

(巻末資料 159 P < 資料 56 >)

件 数	H25
設置数	5

3 サンポート高松

サンポート高松整備事業は、21世紀において、本市が引き続き、環瀬戸内交流圏の中核都市として主要な役割を担い、発展していくための都市づくりや、海陸交通ターミナル機能の強化など、高次の都市機能を持った魅力あふれるまちづくりを香川県と一体となって取り組んだ事業です。

この事業は、下記のとおり駅前広場や港湾緑地内の施設での太陽光の利用を始め、再生水利用や地域熱供給など、環境に配慮したものとなっています。

(1) 緑地

バース背後に「ハーバープロムナード」、外海沿いに「シーフロントプロムナード」を整備しています。また、玉藻公園北側に「キャッスルプロムナード」が計画されており、今後とも緑に配慮したまちづくりを推進します。



(2) 再生水利用

地区内では、下水道再生水の供給を受け、高松シンボルタワーや国の合同庁舎など、主要な施設で水洗便所、樹木への散水、防火用水等に活用しています。

(3) 地域熱供給

主要街区の建物を対象に、海水と大気との温度差による未利用エネルギーを活用した温水・冷水を供給する地域冷暖房システムを導入し、エネルギーの効率的利用や環境の保全に寄与しています。

(4) 太陽光の利用

本市は日照時間が長いことから、駅前広場や港湾緑地内の施設でソーラーシステムによる発電を導入しています。

4 歩道の透水性舗装

歩道を透水性舗装にすることで、雨水を地中に浸透させ、雨水の流出抑制や地下水の涵養、街路樹の育成を図るなど、高松市水環境基本計画に基づき、計画的に事業を推進しています。

平成25年度までの整備実績 11, 145m

5 河川改修工事

自然石による護岸、透水性のある水路底等自然環境に配慮した整備に努めています。

施工実績（透水性の水路底）

	河 川 名	町名	施工年度
1	宮谷排水路	菅沢町	H8～16
2	半行寺排水路	菅沢町	H8～14
3	奥々排水路	木太町	H10～13
4	西唐谷排水路	三谷町	H12～13
5	弓弦羽川排水路	亀水町	H13～14
6	鹿角町排水路	鹿角町	H14～15
7	口銭場川	高松町 新田町	H14～15
8	香東川支流	檀紙町	H20

施工実績（自然石護岸）

	河 川 名	町名	施工年度
1	宮北川	牟礼町	H23

第5節 美しい景観の形成

1 美しいまちづくり推進事業

(旧：都市景観整備事業)

(1) 美しいまちづくり基本計画の策定

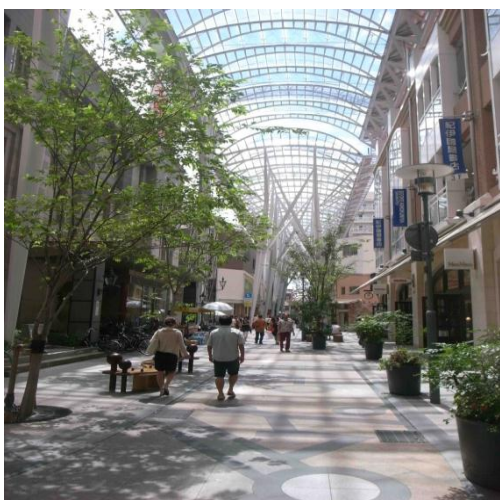
平成21年12月に制定した「高松市美しいまちづくり条例」に基づき、この条例の基本理念に掲げる「良好な景観の保全・形成・創出」・「環境美化の推進」・「市・市民・事業者の協働」の実現に向け、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の景観形成の指針となる「高松市美しいまちづくり基本計画」を平成23年3月に策定しました。

《目標像》

『 だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる
美しいまち 高松 』

(2) 美しいまちづくり賞 (旧：都市景観賞)

美しいまちづくりに著しく寄与している建築物等の所有者等又は美しいまちづくりに特に顕著な功績のあった個人等を表彰しています。(美しいまちづくり条例の制定に伴い、名称を変更するとともに、活動に対する表彰制度を加えました。)



「高松丸亀町貳番街・参番街」



「ゆめ 花 未来ロード～春日川と仲良く～」

(3) 景観計画の策定

美しいまちづくり基本計画に定める目標像「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる美しいまち 高松」の実現に向け、建築物の新築等の行為に対し、形態、色彩、デザインに関する行為の制限など、景観法に基づく「高松市景観計画」を平成24年1月に策定しました。

同計画に基づき、市内全域で一定規模以上の建築物の新築等の行為に対し、景観計画に定める形成基準への適合を促進するため、事前の届出を義務づけ、協議を行っています。

(4) 屋外広告物の規制・誘導

屋外広告物に関し必要な措置を講ずることにより、良好な景観形成や風致の維持に努めています。

2 道路景観整備

(1) コミュニティ広場

道路空間の環境保全に努め、町のオアシスとして美観上・風致上のモデル地区として北部コミュニティ広場、兵庫町ひろば及び田町コミュニティ広場の整備を行い、地域の人々や歩行者が気軽に散歩や買い物を楽しんだり、何気なく立ち止まって会話を交わしたり、市民の憩いの場として利用されるようにしています。

(2) 「たかまつマイロード」事業

「たかまつマイロード」は、道路愛護団体が自発的意思のもと市が管理する道路の一定区間の清掃・緑化等の維持管理を行うものです。市はこれを支援することにより、道路の環境美化だけでなく道路への愛護意識の高揚を図り、道路利用者のマナー向上を啓発することを目的としています。平成13年度のモデル実施に引き続き、制度のPR等に積極的に取り組み、平成25年度末現在で111団体と契約を締結し、道路の環境美化推進に努めています。

3 環境美化推進事業

(1) 環境美化条例

空き缶やたばこの吸殻等のポイ捨ての禁止や容器包装の再資源化等を主な内容とした環境美化条例を平成9年3月27日に制定しました（施行は同年10月1日）。

また、平成18年3月には「歩きたばこ禁止区域」を指定するなど、空き缶やたばこの吸殻のポイ捨てのない美しいまちづくりに取り組んできました（施行は同年6月1日）。

さらに、平成21年12月には一部改正を行い、全市域の公共の場所における喫煙の制限及び印刷物等の回収の規定を設けるとともに、これまでの「歩きたばこ禁止区域」を「喫煙禁止区域」に名称変更し、その区域を拡大しました（施行は平成22年4月1日）。

空き缶やたばこの吸殻等のポイ捨てを防止するためには、市民のモラルの向上が不可欠であることから、環境美化に対する意識の高揚や環境美化活動の促進を図り、ポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に努めています。

ア 環境美化の日、環境美化月間

環境美化条例の施行日にちなみ、10月1日を「環境美化の日」、10月を「環境美化月間」と定め、この期間を中心に積極的な啓発活動等を実施しています。

イ 環境美化シンボルキャラクター

平成10年度に環境美化啓発活動に効果的

に活用するため、環境美化シンボルキャラクターを作成するとともに、愛称は、一般公募により「アウトくん」と命名しました。



環境美化シンボルキャラクター「アウトくん」

ウ その他啓発事業（平成25年度）

- (ア) 啓発看板の作製・配布（ポイ捨て禁止・犬のフンの後始末看板の作製・配布）
- (イ) 広報紙等による啓発（広報たかまつ、衛生だより、新聞等による広報）
- (ウ) 喫煙禁止区域の周知（サンポート高松・中央通り等一斉清掃時におけるのぼりの掲揚、電車内での車内放送等による啓発）

(2) 環境美化都市推進会議

昭和54年9月に環境美化についての全市民共同の実践目標となる「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に市内の関係団体・市議会・行政の代表者で組織する「高松市環境美化都市推進会議」が発足しました。

この推進会議を母体に、市民一人一人の郷土愛と自治と連帯に根ざす清潔で美しいまち「環境美化都市高松」を実現するため、サンポート高松・中央通り一斉清掃等の清掃活動や環境美化啓発活動を推進しています。

ア サンポート高松・中央通り等一斉清掃事業
サンポート高松、中央通り及び菊池寛通りの一部（琴電瓦町駅前から中央通りまでの間）沿道の事業所従業員、ボランティア及び市職員による一斉清掃を早朝始業前に行っています。（原則として毎月第一木曜日に実施）

イ 環境美化推進運動功労者表彰事業

1年以上継続して、公共の場所で清掃奉仕や緑化推進などに顕著な環境美化活動を実践している個人、団体を表彰しています。

平成25年度被表彰者

個人35人、団体32団体

ウ 清掃用具貸出事業

事業者や各種団体による公共の場所等の清掃活動に対し、清掃用具の貸出しを行っています。

平成25年度実績 12件

エ 第6回「高松クリーンデー“たかまつきれいでー、”の実施

環境美化月間(10月)の啓発行事として、清掃活動の重点日(平成25年10月27日)を設定し、高松市衛生組合連合会との共催により、市内全域における美化活動を実施しました。

平成25年度参加者 約51,000人

オ 喫煙禁止区域周知啓発事業

環境美化条例の一部改正により、「歩きたばこ禁止区域」が「喫煙禁止区域」に変更され、区域が拡大されたことに伴い、拡大区域の主要な交差点等200か所に表示シートを貼り付けています。

カ その他の啓発事業

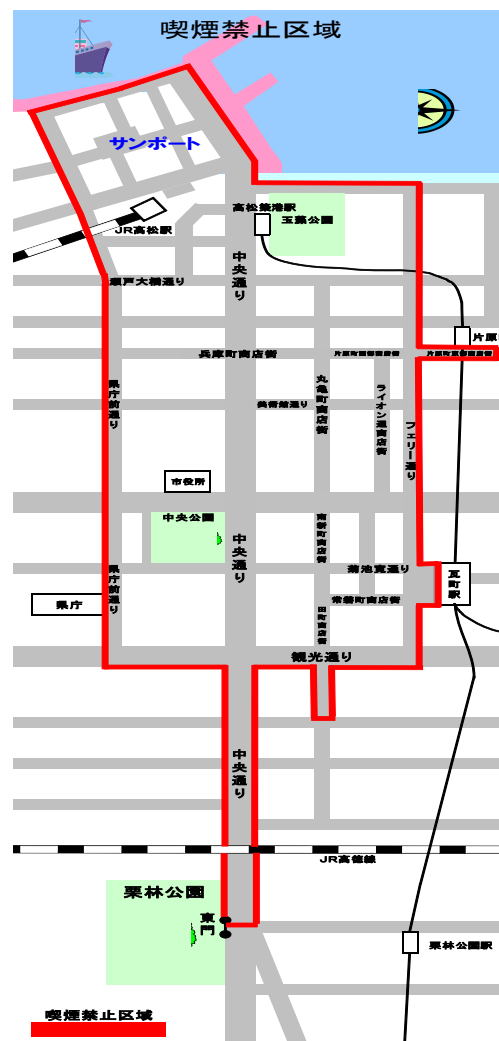
環境月間(6月)において環境展を開催し、パネルなどの展示や啓発ポスター、啓発物品の配布を行いました。

(3) 喫煙禁止区域

市では、高松市環境美化条例を制定し、市内全域でごみのポイ捨て行為を禁止するとともに、市民の協力を得ながら、まちの美観向上に努めています。

また、同条例を改正し、サンポート(サンポート及び浜ノ町のそれぞれ一部)及びサンポートから栗林公園東門までの中央通りと高松中央商店街(アーケードが整備されている8商店街)を「歩きたばこ禁止区域」に指定し、備付けの灰皿のある場所以外での喫煙を禁止しま

した。しかしながら、禁止区域内では一定の効果があつたものの、それ以外の区域においては、依然としてごみのポイ捨てが後を絶たない現状にあつたため、さらに同条例を一部改正し、全市域の公共の場所における喫煙の制限及び印刷物等の回収の規定を設けるとともに、これまでの「歩きたばこ禁止区域」を「喫煙禁止区域」に名称変更し、その区域を拡大しました。



(4) 空き地の適正管理

宅地造成地等の空き地に雑草が繁茂すると、ごみの不法投棄、害虫の発生、火災、花粉症等の原因となるおそれがあるため、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例第6条(清潔の保持)中の、「土地又は建物及び周辺の清掃を行う等清潔を保つよう、また、みだりに廃棄物を投棄されないよう、その適正な管理に努めなければならない」旨の規定に基づき、空き地の管理者等に対し、空き地の除草

等、適正な管理について口頭又は書面で協力依頼をしています。

(巻末資料160P<資料57>)

空き地の適正管理処理件数

年 度	H25
件 数	209

4 ため池等景観整備事業

ため池や出水の恵まれた自然環境を有効に活用し、潤いと安らぎのある水辺空間を利用した小公園を整備し、適切な維持管理を行い、潤いのある市民生活の営みや情緒豊かな人・環境の形成を図るとともに、自然豊かな憩いの場を市民に提供しようとするものです。

ため池等景観整備維持管理事業実績（H25）

箇所数	事業主体	事業費 (千円)	補助率 (%)	補助金 (千円)
17	各土地改良区	9,056	85	7,697



鹿ノ井出水景観整備

第6節 文化的遺産の保存活用

1 文化財事業

(1) 埋蔵文化財調査

高松市が行う施設及び道路建設など公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査や、共同住宅建設など民間開発の際の埋蔵文化財の有無の確認調査を主に行っています。

また、学術的見地から実施している屋島の遺跡調査では、平成14年3月に、日本書紀に築造の記載がある古代山城「屋嶋城」の城門を発掘調査で発見し、現在も、その関連遺跡を継続調査中です。

(2) 文化財指定及び登録

郷土と関係の深い文化財のうち、重要なものについては市指定・市登録を行い、さらに重要なものについては、県・国指定等となるよう努めています。(巻末資料160P<資料58>)

平成25年度新規文化財指定

山下義人(蒔醬)

(無形：平成25年9月26日国指定)

披雲閣庭園

(名勝：平成25年10月17日国指定)

讃岐遍路道(根香寺道)

(史跡：平成25年10月17日国指定)

宮處八幡宮4件

(建造物：平成25年12月24日国登録)

三谷石舟古墳

(史跡：平成26年3月10日市指定)



三谷石舟古墳の石棺

(3) 保存・管理

指定文化財及び登録文化財の保存に努めるとともに、管理や修理に対する助成を行っています。また、埋蔵文化財の発掘調査で出土した遺物の整理、保存に努めています。

また、史跡・天然記念物屋島の景観等保護のため、屋島地区での家屋建築などの際必要な「現状変更許可」の関連事務を行っています。

また、特別史跡讃岐国分寺跡に整備している「国分寺史跡公園」及び史跡讃岐国分尼寺跡の管理と公有地化の促進に努めています。

(4) 公開・活用

郷土の歴史と文化財の紹介及び活用を図るための諸行事を実施しています。

ア ふるさと探訪

市民の方々に、各種文化財に触れ郷土の歴史・文化を学習していただくため、市内及び近郊の史跡等を訪ね、現地で講師が解説する講座を年間10回開催しています。

イ 親子文化財教室

市内の小・中学生とその保護者を対象に、親子で郷土の歴史・文化を学習し、文化財に身近に接していただくため、子どもも興味をもちやすい体験型の講座を年間2回開催しています。

ウ 指定文化財の説明板等の設置及び修理

指定文化財をわかりやすく解説した説明板等の設置及び修理を随時行っています。

エ 遺跡現地説明会・講演会(シンポジウム)

埋蔵文化財発掘調査の成果を広く市民の方々に知っていただくため、発掘現場における説明会、調査成果について専門家を交えて検討する講演会(シンポジウム)を随時開催しています。

オ 埋蔵文化財展

埋蔵文化財に対する理解を深めていただくため、埋蔵文化財センター展示室や歴史

資料館ほか3館などで随時開催しています。

カ 文化財出前説明会

文化財に対する理解を深めていただくため、市民の方々の要請により、地区コミュニティセンターなどで随時開催しています。

キ 埋蔵文化財センター

発掘した埋蔵文化財の修復や記録作業、保管をしている埋蔵文化財センターでは、展示や体験学習を実施しています。

また、中学生の職場体験学習の受入れもしています。

(5) 資料の作成・配布

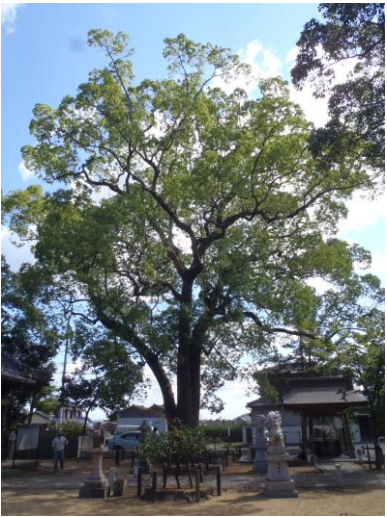
- ア 市内文化財紹介冊子「高松市の文化財」
- イ 発掘した遺跡の紹介パンフレット「むかしの高松」
- ウ 高松市内指定文化財マップ
- エ 講座テキストなど各種資料

(6) 名木保護事業の推進

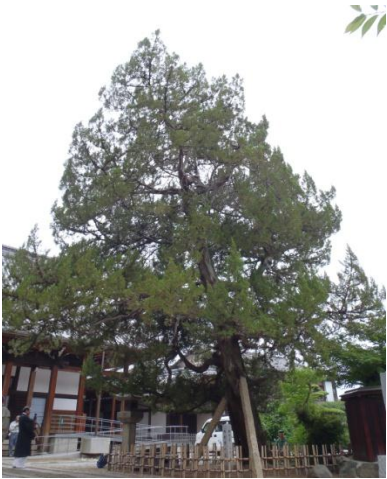
長い間風雪に耐え、市民に自然の恵みと安らぎを与えてきた郷土の古木、巨木などを本市の名木に指定し、これを永く保存します。
(巻末資料 163P<資料 59>)

名木指定数	49 本
-------	------

(平成26年3月31日現在)



クスノキ(仏生山町)



ハク(扇町)



ソテツ(番町)